

報告事項

平成 31 年度 事業計画書

平成 31 年 1 月 1 日 ～ 平成 31 年 12 月 31 日

一般社団法人 青森県自動車会議所

平成 31 年度 事業計画

一般社団法人 青森県自動車会議所

1.自動車に関する諸資料の収集及び整備【継続事業 1-1】

関係団体(一般社団法人日本自動車販売協会連合会青森県支部)と連携して毎月、県内の新車・中古車販売(登録)台数に関する資料を作成し、また東北運輸局青森運輸支局監修による県内自動車の総合統計書「自動車の統計」を作成し、ホームページで広く公表する。これらの資料は、自動車の流通実態の把握にとどまらず国内経済動向の把握及び一般企業(金融機関・調査機関等)などに広く活用されている。

2.中古車フェアの開催【継続事業 1-2】

多種多様な中古車を一同に介し、消費者の利便を図り、お好みの自動車を見つけて頂くことを目的に、関係団体(一般社団法人日本自動車販売協会連合会青森県支部、一般財団法人日本自動車査定協会青森県支所等)と連携して年4回の中古車フェアを開催する。(青森地区2回、弘前地区1回、八戸地区1回)

○テレビ、ラジオ(青森放送)による中古車フェアの開催 PR をする。(5月・7月・9月)

3.査定士技能コンテスト及び研修会等への協力【継続事業 1-3】

適正な自動車の査定により消費者からの信頼を獲得することを目的に、一般財団法人日本自動車査定協会青森県支所で実施している「中古自動車査定士技能コンテスト」(正確な査定価格算出技術など)や、技術向上のための定期的な研修会に協力する。

4.消費者の啓蒙と保護【継続事業 1-4】

県内の自動車関係団体(一般社団法人青森県自動車整備振興会、一般社団法人日本自動車販売協会連合会青森県支部等)で構成する「自動車点検整備推進協議会」に参加し、自動車点検整備推進運動(※1)に積極的に関わり、自動車の点検・整備の必要性と適切な保守管理意識の啓蒙活動を行う。

また、関係官庁、関係団体、自動車メーカーと連携して大型車等の不正な二次架装の防止(※2)に努める。特に、「不正改造排除キャンペーン」期間中は、ラジオ放送・ホームページ・ポスターの掲示など、不正な二次架装防止の重要性を消費者にアピールする。

(※1)自動車点検整備推進運動は、毎年7月・10月を強化月間として実施する。内容は、

講習会等の実施、運送事業用の大型車のホイールの取付状態や燃料装置の点検などについて、ポスター・チラシを用いた広報活動等を展開する。

(※2)不正な二次架装とは、主に貨物車にみられるもので、通常は新規検査登録時に車台に架装した上で完成検査を受けることになっているが、その後に保安基準に適合するものの構造変更登録が必要な部品を取り付け、変更登録せずに公道を走行することである。

- 新車・中古車を問わず年間を通して「定期点検整備入庫促進キャンペーン」を展開し7月と10月を強化月間として点検整備運動を実施する。また、指定整備事業の適正な運営のための研修及び不正改造車の排除活動や国土交通省の点検整備推進運動の一環である「自動車点検フェスティバル」の開催に協力する。
- ラジオ放送(エフエム青森)による自動車定期点検整備推進運動についてPRする。

5.新車登録の平準化運動【継続事業 1-5】

運輸支局への新車登録が月末に集中することによる登録窓口の混雑を解消し、消費者へ円滑な行政サービスが提供されることを目的として、毎月一定時点での目標新車登録台数を提示し、新車登録の平準化運動を実施する。

6.青森県大型自動車取扱販売店に対する施策【継続事業 1-6】

大型自動車取り扱い販売店四社に対して、各種法令(独占禁止法、道路運送車両法等)諸法令遵守の徹底を図る。

青森県大型四社合同会議を開催し情報交換を行う。検査員(工場長)研修会として指定整備に関する研修会を、青森運輸支局から講師を招聘して開催する。

7.自動車相談事業【継続事業 2-1】

国民生活センター・消費生活センター・自動車製造物責任センター等と連携して、消費者からの自動車に関する相談に応ずる。また、一般社団法人日本自動車販売協会連合会主催の「自動車相談ブロック研修会」に参加し、「自動車相談事例集」並びに「お客様対応ハンドブック」などを基に、消費者相談体制の充実・強化を図る。

8.公正競争規約の遵守【継続事業 2-2】

県内の新車及び中古車の適正な販売を促進するため、関係団体(一般社団法人自動車公正取引協議会、一般社団法人日本自動車販売協会連合会)と連携して、診断表による県内販売店の自己診断と訪問調査等を行うことで公正競争規約の遵守徹底を図る。

9.交通安全に関する事業【継続事業 3-1】

県内において交通安全研修や交通遺児に対する資金的な支援、ラジオ媒体等を通じた交通安全の啓蒙活動、無事故無違反コンテスト等を行う。

また、青森県交通対策協議会や青森県交通安全母の会が主催する交通安全大会へ参加、支援する。

さらに、青森県警察本部及び関係団体(一般社団法人日本自動車販売協会連合会青森県支部、一般財団法人日本自動車査定協会青森支所等)と連携して「青森県自動車販売店交通安全対策推進協議会」を設置し、飲酒運転防止対策強化、後部シートベルト及びチャイルドシート着用推進、高齢者対策の推進等に関して、看板やのぼりを作成・設置するなど、交通安全運動を展開する。

○東奥日報、陸奥新報、デーリー東北等に交通安全運動の告知をする。

○ラジオ放送(エフエム青森)による各種交通安全運動についてPRする。

10.暴力対策に関する活動【継続事業 3-2】

自動車流通に関する社会環境の整備を目的として、青森県警察本部及び関係団体(公益財団法人青森県暴力追放県民センター、一般社団法人日本自動車販売協会連合会青森県支部)と連携して「青森県自動車販売店暴力対策協議会」を設置し、県内販売店を対象に研修会等を実施する。

- ①「暴力団追放ポスター」の配布
- ②暴力団関係会報の配布
- ③公益財団法人青森県暴力追放県民センター定時評議員会審議事項への協力
- ④暴力団追放・銃器薬物根絶青森県民大会への協力
- ⑤改正暴対法への対応
- ⑥研修会等の開催(講師 公益財団法人青森県暴力追放県民センター)
- ⑦公益財団法人青森県暴力追放県民センターへの賛助。

11.自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱状況【他 1-1】

東青地域県民局長から県税条例第 30 条第 1 項の規定により、昭和 40 年 3 月 25 日から「証紙代金取扱人の指定」を受け続けて、31 年度も業務を実施する

12.受託事業【他 1-2】

自動車取得税・自動車税に関する事務の受託として、登録・届出に係る税申告書送付票の作成及び自動車取得税・自動車税申告書に係る追加情報作成を行う、31 年度も業務を実施する。

13.会館の運営事業【他 1-3】

県内販売店及び関係団体等に対する会館会議室等の貸し出し及び会館の管理運営を行う。

14.郵便切手等の売り捌き【他 1-4】

平成 18 年に郵便事業(株)青森支店と「郵便切手類の販売業務等の委託に関する契約」を締結し、切手・はがき・収入印紙の販売を行っている。31 年度も同事業を継続する。